

福咲スマイル商品券（第2弾）取扱店募集

福崎町では、食料品・エネルギー価格等の物価高騰が継続する中、影響を受けている町民の生活支援と消費促進による地域経済の活性化を目的として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、全町民を対象に町内登録店舗で利用できる商品券を発行します。

【商品券の名称】 福咲スマイル商品券（第2弾）

【配布金額】 1人 8,000円（1,000円×8枚綴り）

【配布対象者】 令和8年1月31日時点で福崎町に住民登録のある者及び令和8年2月1日から令和8年6月30日までの転入者・出生者等（約19,000人）

【取扱参加資格】 福崎町内に店舗等を有する事業者

【換金期間】 令和8年4月10日（金）～令和8年8月10日（月）
※換金期間を過ぎると換金できません。

【換金方法】 利用者から受け取った商品券の裏面に店舗名等を記載し、商品券換金請求書とともに、地域振興課に提出してください。
請求書の受付は、平日の8時30分から17時15分までとします。
※振込は月1回とする。（毎月10日請求締切日、同月末支払）

【注意事項】 商品券は、以下のようなものは使用できません。

- ・各種金券類（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）、宝くじ、株券、金融保険業、たばこなど
- ・取扱店自ら事業上取引（商品仕入等）に利用すること
- ・出資や債務の支払い（税金、振り込み手数料、電気、ガス、水道料金等）
- ・不動産に関わる支払い

【つり銭の取扱い】 商品券の額面に満たない利用でも、つり銭は支払えません。

【その他】 取扱店には、登録通知とともにポスター・のぼりの広告物を配布します。